

独立監査人の監査報告書

平成18年5月30日

学校法人 同志社
理事会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 目加田 雅洋 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小堀 孝一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人同志社の平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人同志社の平成18年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記2 重要な会計方針の変更等に記載されているとおり、学校法人は当会計年度より改訂後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）が適用されることとなるため、この学校法人会計基準により計算書類を作成している。

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2006年5月26日

学校法人同志社
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学 校 法 人 同 志 社

監 事 岩 山 太 次 郎 ㊟

監 事 中 野 淑 夫 ㊟

監 事 中 野 善 隆 ㊟

私たちは、学校法人同志社の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人同志社寄附行為第17条の規定に基づき、同法人の2005年度(2005年4月1日から2006年3月31日まで)における業務並びに財産の状況の監査を行いました。

その結果、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

- (1) 業務についての監査は、理事会に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、かつ、関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施して、業務の妥当性を検討いたしました。
- (2) 財産状況についての監査は、あずさ監査法人の会計監査の計画、方法並びに監査の経過の報告及び説明を受け、かつ、必要と認められる方法を実施して、計算書類の正確性を検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録並びに収益事業にかかわる損益計算書及び貸借対照表の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以 上